

蒲郡市国民健康保険税のお知らせ

☆ 国民健康保険制度とは

みなさんが安心して医療が受けられるよう、加入者が保険料を出し合ってお互いに助け合う制度です。

☆ 納税は

国民健康保険税の納付は世帯主が行います。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に国民健康保険加入者がいる場合も、納税義務者は世帯主となります。

☆ 課税は

2025年の所得、被保険者数、加入月数で算定します。

★ 税率と課税限度額 (※6月議会において改正する場合がありますのでご了承ください。)

	医療分 0歳～74歳の方が対象	支援分 0歳～74歳の方が対象	介護分 40歳～64歳の方が対象	子ども分 0歳～74歳の方が対象
所得割	(総所得－43万円) ×8.10%	(総所得－43万円) ×2.81%	(総所得－43万円) ×2.27%	(総所得－43万円) ×0.29%
被保険者均等割	被保険者1人につき 26,000円	被保険者1人につき 10,000円	被保険者1人につき 10,000円	被保険者1人につき 1,200円
18歳以上均等割	—	—	—	18歳以上の被保険者数 ×100円
世帯別平等割	1世帯につき 22,000円	1世帯につき 8,000円	1世帯につき 6,000円	1世帯につき 800円
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円	30,000円

★ 納付の時期 (○のついた月の月末(休日の場合はその翌日)が納期限です)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			○	○	○	○	○	○	○	○	○

※65歳以上75歳未満のみで構成される世帯は年金から天引き(特別徴収)されることがあります。詳しくはおたずねください。

◎ 軽減・減免について

世帯の所得が一定以下の場合、国民健康保険税が軽減・減免されることがあります。軽減・減免を受けるためには、加入者全員の所得申告がされている必要があります。

そのほか、失業したとき、長期療養が必要になったときなど、一定の条件にあてはまれば、国民健康保険税の減免を受けることができますのでご相談ください。

◎ その他

他の健康保険に加入したときなど、国民健康保険を脱退するときは、必ず14日以内に手続きをしてください。

◆問い合わせ先◆

蒲郡市役所 保険年金課 国民健康保険税担当 (TEL0533-66-1172)